

4. 近隣地域の施設等の認知度

4-1. 近隣地域における食生活を相談する場所および運動を実施する場所の認知状況

自分の住んでいる近隣地域に「食生活について相談できる適当な場所（保健所・保健センター、病院・診療所など）」および「運動を行うための適当な場所（体育館、スポーツクラブ、ウォーキング・ジョギングのためのコースなど）」を知っているか尋ねた結果は図8、図9に示すとおりである。

「食生活について相談できる適当な場所」を知っていると答えた人の割合は、男性で64.4%、女性で72.0%であった。また、「運動を行うための適当な場所」を知っていると答えた人の割合は、男性で80.8%、女性で81.1%であった。「食生活について相談できる適当な場所」を知っていると答えた20歳代および30歳代の男性の割合は、他の年齢階級と比較し低かった。

図8 食生活について相談できる適当な場所を知っている人の割合

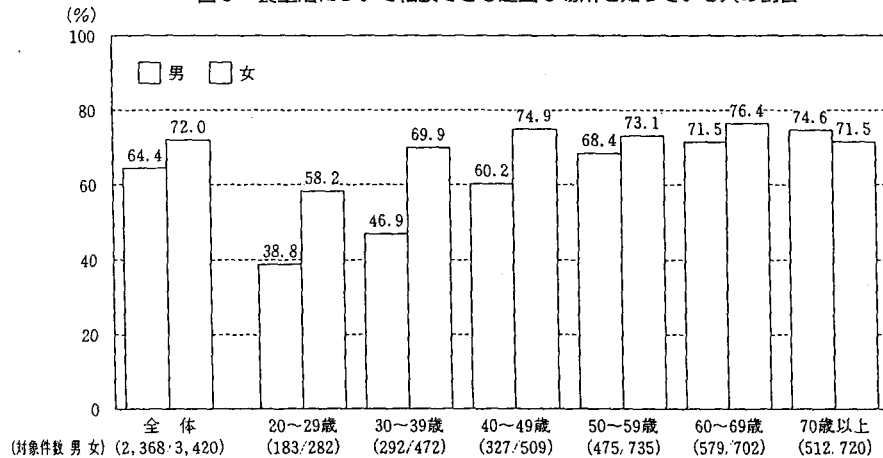
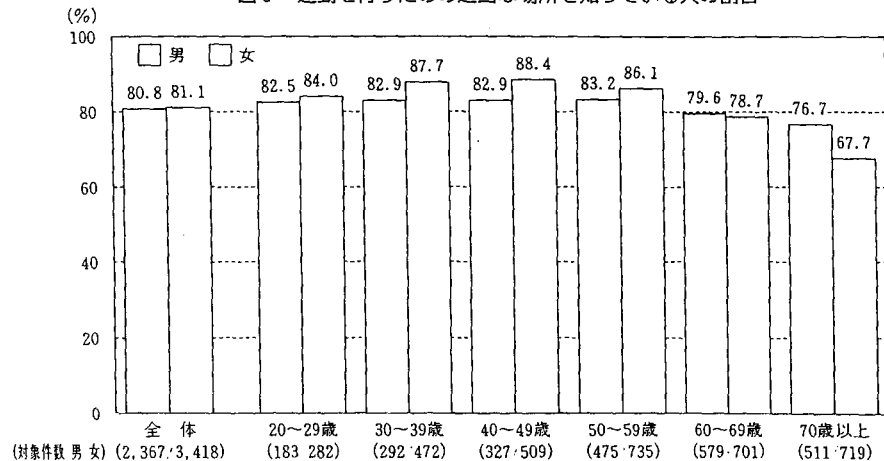


図9 運動を行うための適当な場所を知っている人の割合



平成16年度生活習慣病予防週間実施要綱

1 名称

生活習慣病予防週間（以下「予防週間」という。）

2 趣旨

生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であり、そのため本予防週間では、自らの生活習慣を見直し、行動変容を促すために必要な情報を提供することとしている。

国においては、「健康日本21」の中間評価に着手しており、別添の「健康日本21」における目標値に対する暫定直近実績値を見てもわかるとおり、生活習慣病対策の一層の充実が必要である。

また、近年、特に糖尿病の増加が指摘されており、平成14年度の糖尿病実態調査によると、糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回（平成9年度）の調査結果を上回るものとなっている。

このため、本年度の予防週間では、特に糖尿病に重点を置き、糖尿病予防のための正しい食生活の確立、定期的な運動習慣の獲得、定期的な健康診査の受診等のために必要な情報の提供を図り、その予防を強力に推進することとする。

3 実施事項

本年度は、近年、生活習慣と社会環境の変化に伴い急速に増加している糖尿病に重点を置いて、以下の事業を実施することとする。

(1) 糖尿病教室の開催等、糖尿病の予防に関する知識の普及啓発を図る。

特に糖尿病の予防には、「バランスのとれた栄養」や「適度な運動」といった健康的な生活習慣の確立が第一であるという認識の普及を図る。

(2) 健康診査を定期的受診し、自己の健康状態を常時把握するとともに生活習慣を見直す機会として活用し、個々人に応じた健康づくりに取り組むことが大切であるという認識の普及を図る。

(3) 国民一人ひとりが健康づくりに進んで取り組むことの必要性和、そのためには、家庭や職場など周囲の理解や協力が重要であるという認識の普及を図る。

(4) 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に掲げられている事項に留意し、より一層の生活習慣の改善を図る。

4 実施機関

(1) 主催

厚生労働省、都道府県、政令市、特別区

(2) 後援(予定)

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、(社)日本医師会、(社)全日本病院協会、(社)日本病院会、(社)日本薬剤師会、(社)日本看護協会、(社)日本歯科医師会、(財)癌研究会、(財)日本公衆衛生協会、(財)日本食生活協会、(財)健康管理事業団、(財)がん研究振興財団、(財)循環器病研究振興財団、(財)健康・体力づくり事業財団、(財)住友生命健康財団、(財)大同生命厚生事業団、(財)体力づくり指導協会、(財)大和証券ヘルス財団、(財)いきいき健康増進財団、(財)日本ウェルネス協会、(財)日本がん知識普及協会、(財)日本健康スポーツ連盟、(財)日本健康開発財団、(財)日本心臓財団、(財)日本成人病予防会、(財)日本対がん協会、(財)日本糖尿病財団、(財)日本農村医学研究会、(財)三井生命厚生事業団、(社)アルコール健康医学協会、(社)全日本司厨士協会、(社)日本エアロビクフィットネス協会、(社)日本栄養士会、(社)日本給食指導協会、(社)日本健康倶楽部、(社)日本循環器管理研究協議会、(社)日本調理師会、(財)エム・オー・エー健康科学センター、(社)日本糖尿病協会、(社)全国栄養士養成施設協会、(社)全国調理師養成施設協会(順不同)

(3) 協賛(予定)

日本放送協会、(社)日本民間放送連盟、(社)日本新聞協会、(社)生命保険協会(順不同)

5 期間

平成17年2月1日～同月7日までの一週間とする。ただし、地域の実情により、この期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。

6 実施の方法

(1) 厚生労働省

ア 関係行政機関、後援及び協賛の各団体との緊密な連携の下に、予防週間の全国的な推進を図る。

イ 報道機関等の協力を得て、予防週間の広報・宣伝及び生活習慣病の予防のための知識の普及を図る。

(2) 地方自治体

予防週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じた実施計画を作成し、創意工夫をこらした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活

動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による生活習慣病予防に関する正しい知識の普及

ウ 健康診査の実施

エ 管内市町村及び関係団体に対する周知

7 実施に当たっての留意事項

(1) 予防週間の後援及び協賛の各団体等と緊密な連携を図るとともに、医療保険者等が実施する保健事業と連携し、国民の生活習慣病予防の意識向上に資する運動を展開すること。

(2) 生活習慣には地域の特性があることから、その特性に応じて、行動変容のために重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。

(3) 今後、別途連絡する予防週間の標語を活用して、事業を実施すること。

国保ヘルスアップモデル事業の概要

- 1 目的
一次予防に重点を置いた健康づくり事業として、糖尿病、脳卒中等生活習慣病の予備軍に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行う。
- 2 事業の内容
 - (1) 指定市町村（平成14年度から16年度にかけて、原則、都道府県に1カ所を指定）において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施する。
 - (2) 実施手順
 - 対象とする生活習慣病の選定
 - 健康度指標の選定及び健康度の策定
 - 個別健康支援プログラムの実践者の選定
 - 保健サービス実施計画の作成及び実施
 - 個別健康支援プログラムの作成
 - 個別健康支援プログラムの実施
 - モデル事業の分析及び評価
 - ・個別健康支援プログラムの効果
 - ・個別健康支援プログラムのコスト
 - ・医療費への効果
 - (3) 全指定市町村におけるモデル事業の分析・評価を通して、国保の保健事業として有効な個別健康支援プログラムの具体的手法を取りまとめ、全国の市町村に提供する。
 - (4) 「国保ヘルスアップ事業（仮称）」として国庫助成の対象とする。
- 3 実施体制
市町村、国保直営診療施設等、評価委員会（大学の研究機関等）、事業推進協議会

国保ヘルスアップモデル事業実施市町村（33地域）

14年度から実施		15年度から実施		16年度から実施	
都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名
青森県	大鱒町	北海道	札幌市	山形県	鶴岡市
岩手県	矢巾町	宮城県	涌谷町	茨城県	協和町
福島県	二本松市	福井県	名田庄村	埼玉県	草加市
神奈川県	藤沢市	岐阜県	坂下町	東京都	東久留米市
石川県	小松市	滋賀県	山東町	新潟県	中条町
長野県	茅野市	大阪府	泉佐野市	三重県	四日市市
広島県	加計町	香川県	豊浜町	兵庫県	稲美町
鹿児島県	鹿屋市	福岡県	宇美町	奈良県	香芝市
		長崎県	小浜町	島根県	仁多町
		熊本県	植木町	岡山県	柵原町
		大分県	臼杵市	高知県	梼原町
				佐賀県	大和町・富士町
				宮崎県	日南市
				沖縄県	佐敷町
8県	8市町	11道府県	11市町村	14都県	14市町

目 次

はじめに	1
本マニュアルの使い方	2
第1章 国保ヘルスアップ事業・個別健康支援プログラムとは	3
1. 国民健康保険の保健事業	3
2. 国保ヘルスアップ事業の目的	3
3. 個別健康支援プログラムの実施主体	3
4. 個別健康支援プログラムとは？	4
(1) 個別健康支援プログラムの対象	4
(2) 個別健康支援プログラムの特徴	5
「指導」ではなく、「支援」するプログラム	5
「個」の特性に応じた支援	5
「個別」と「集団」の組み合わせ	5
改善を目指す生活習慣	5
5. 優れた個別健康支援プログラムの4大条件	6
(1) 「効果性」のあるプログラム	6
(2) 「継続性」のあるプログラム	6
(3) 「波及性」のあるプログラム	6
(4) 「経済的」なプログラム	6
6. 個別健康支援プログラムの実施に至るまで ～プログラム実施体制の構築～	7
(1) プログラムの実施主体	7
(2) 外部機関との連携	7
(3) 事業運営委員会の設置	7
(4) プログラムにより広がりを持たせるための工夫	8
1) 複数の国保保険者の連携	8
2) 被用者保険の保険者との連携	8
3) 保険者協議会における事業展開	8
第2章 個別健康支援プログラムの実施にあたって	9
1. 個別健康支援プログラムの企画・立案にあたって	10
(1) 対象集団の選定方法	11
1) 基本健康診査を中心とした選定基準の設定	11
2) 若年層への取り組み	12
3) 健康診査未受診者への取り組み	12
4) 参加対象者の抽出	12
(2) 個別健康支援プログラムの目標の設定	13
(3) プログラムを企画する際に検討が必要な事項	13
1) 支援の手段	13
2) 支援形態	14
3) 1回あたりの支援時間	15
4) 個々の参加者の状態に沿った柔軟な支援の仕組み	15
① 複数コースの設定	15
② 複数プログラムの設定	15
5) プログラムの期間と回数	16
6) 支援材料の準備	17
(4) プログラム提供体制の確立	17
1) サービス提供に関わるスタッフ（支援者）	17
2) 地域の人材の参加	17
3) 委託事業者との協働と留意点	18
① 選定にあたっての基準の設定	18

本マニュアルは平成16年12月まで
の検討をふまえた未定稿である。

平成16年12月

② 実施期間中の状況確認	18
③ 実績報告の確認	18
4) 実施場所の検討	20
① 学校施設等の活用	20
② 民間フィットネスクラブ等の活用	20
③ 温泉施設の活用	20
(5) 事業実施要項・事業実施計画書の作成	21
(6) 参加者の募集	21
1) 募集方法	21
2) 主体的な参加のための工夫	22
2. 個別健康支援プログラムを円滑に進めるための工夫	24
(1) 治療を必要とする人への対応	24
(2) 個別健康支援プログラム以外の保健事業の活用	25
(3) サービス提供スタッフの研修	26
(4) 安全管理	26
(5) 情報管理の方法	27
1) 支援に必要な情報	27
2) プログラムの進行を管理するための情報の整理	27
3) データベースを活用した情報管理	27
(6) 地域住民への広報・周知	28
3. 個別健康支援プログラムの構成要素	29
(1) 参加者のアセスメント	29
1) アセスメントの観点	29
2) アセスメントに必要な情報と入手方法	30
3) 食生活と運動に関する詳細なアセスメントの実施	31
① 食生活に関するアセスメント	31
ア) 食生活習慣の把握	31
イ) 食物摂取状況の把握	31
ウ) 適正な摂取エネルギー等の算出	32
② 運動に関するアセスメント	32
ア) 運動習慣の把握	32
イ) 運動能力の把握	33
ウ) 運動強度の設定	33
4) 参加者個人への支援目標と支援内容の検討	33
① 支援目標の設定	33
ア) 参加者個人についての状態目標の設定	33
イ) 改善を求める生活習慣の選定	33
② 支援内容の検討	34
③ 支援内容の統一・向上のための工夫	34
ア) 個人の支援記録の作成	34
イ) ケースカンファレンスの開催	35
(2) 参加者の個人目標設定に対する支援	36
1) 個人目標設定の考え方	36
2) 個人目標設定の流れ	36
3) 参加者による個人目標の種類と内容	38
① 目標の種類	38
② 目標の具体的内容	38
③ 段階的な目標設定	38
(3) 目標及び支援内容の見直し	38
(4) 生活習慣改善に向けた知識・技術の提供	38

1) 生活習慣病予防に関する基礎知識	39
2) 食生活に関する知識・技術の提供	39
① 食生活に関する基本的な知識・技術	39
② 個に応じた支援のための方法	41
ア) 食生活に関する具体的な目標設定	41
イ) 病態に応じた改善ポイントへの留意	41
3) 運動に関する知識・技術の提供	42
① 運動に関する基本的な知識・技術	42
② 個に応じた支援のための方法	44
4) その他	45
(5) 実践継続への支援アプローチ	46
1) 実践活動継続への支援の必要性	46
2) 実践活動継続への支援方法	46
① 自己管理記録	46
② 支援レター等	47
③ 実践の場の提供	48
④ 相談の受付・対応	48
⑤ 交流の機会の設定	48
⑥ その他	48
4. 個別健康支援プログラムの参加者のフォローアップ	49
(1) フォローアップの目的	49
(2) フォローアップの仕組みと方法	49
1) フォローアップの仕組み	49
2) フォローアップの方法	50
① 定期的な基本健康診査の受診勧奨と健康相談の利用促進	50
② 交流の機会・場の提供	50
③ 自己実践の機会・場の提供	50
④ 自主グループ活動の支援	50
⑤ フォローアップ教室の開催	51
⑥ 地区組織活動への参加促進	51
第3章 個別健康支援プログラムの例	52
1. 健康づくりセンター及び民間スポーツクラブを活用した運動実践プログラム(札幌市)	53
(1) 市町村の概況(16年4月1日現在)	53
(2) プログラムの特徴	53
(3) プログラムの対象者	53
(4) プログラムのねらい	53
(5) プログラムの実施体制	53
1) スタッフ体制	53
2) 実施場所	54
3) プログラム運営上の工夫	54
① 施設以外での運動習慣の定着に向けた工夫	54
② 個別の運動メニューの作成	54
③ 協力を依頼する民間スポーツクラブの選定	54
④ 運動に関する個別相談従事者に対する研修	54
⑤ 主治医との連携	54
(6) プログラムの流れ(フロー)	55
(7) プログラムの具体的内容	56
1) 各種検査・測定:参加者のアセスメント	56
2) 検査等の結果説明・個別相談	57
3) 運動に関する個別相談(初回)	57

4) 個別運動相談(2回目以降)と運動実践	58
5) 運動の自己実践と記録提出・アドバイス	58
6) 集団健康講話	58
① 運動についての講話(会場は市の会館等)	58
② 食生活についての講話(会場は市の会館等)	58
③ ストレスについての講話(会場は市の会館等)	58
7) プログラム終了時の各種検査・測定(効果の評価)	59
(8) プログラムで使用する支援材料等	60
第4章 個別健康支援プログラムの評価と改善	62
1. 評価の考え方	62
(1) 評価の重要性	62
(2) 評価の種類	62
(3) 評価の主体	63
(4) 評価の観点	64
2. プロセス評価	64
(1) プロセス評価に関する評価項目	64
(2) プロセス評価の方法	66
3. 個別健康支援プログラムのアウトカム評価	67
(1) 結果の評価	67
1) 結果の評価に関する指標	67
2) プログラムの結果の評価の仕方	68
3) 評価指標の測定期間と頻度	68
① 継続的な評価の必要性	68
② 指標の具体的測定時期	68
4) 評価結果の活用	69
(2) 個別健康支援プログラムの経済性の評価	70
1) 経済性を評価する必要性	70
2) プログラム実施に係る費用のとらえ方	70
① 評価対象とすべきプログラムの構成要素	70
② 評価対象とすべき費用の分類	70
3) 経済性の評価の考え方	71
4. 個別健康支援プログラムの総合評価	72
資料編	73

糖尿病対策推進会議設立総会 プログラム

日時：平成17年2月9日(水)
14:00~16:00
場所：日本医師会館1階大講堂

司会：土屋 隆(日本医師会常任理事)

1. 開会(14:00)
2. 挨拶(14:00~14:05)
植松 治 雄(日本医師会会長)
3. 糖尿病対策の推進について(14:05~14:45)
 - (1) 土屋 隆(日本医師会常任理事)
 - (2) 春日 雅 人(日本糖尿病学会理事長)
 - (3) 清野 裕(日本糖尿病協会理事長)
 - (4) 田中 慶 司(厚生労働省健康局長)
4. 事例報告(14:45~15:25)
 - (1) 武田 倬(鳥取県医師会理事)
 - (2) 小林 正(富山医科薬科大学医学部内科学教授)
5. 質疑応答(15:25~15:55)
6. 総括(15:55~16:00)
寺岡 暉(日本医師会副会長)
7. 閉会(16:00)

糖尿病対策推進会議の設立について

○糖尿病対策推進会議の設立

日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会の三者

○糖尿病対策推進会議設立の趣旨

糖尿病は、患者数が約740万人と推計されており、予備軍を含めると約1600万人ともいわれている国民病である。

健康日本21においても、糖尿病は目標設定がなされている9領域の一つであるが、この5年間に糖尿病予備軍も含めて約250万人増加している。糖尿病対策として、発症予防、早期発見、合併症の予防が急務であり、あらゆる診療科での対応が必要となる。

日本医師会では、国民の健康づくりのために、従来からの禁煙推進活動と併せて、生活習慣病とくに糖尿病対策についても取り組む必要があるとの認識から、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会の三者で糖尿病対策推進会議を設立し、糖尿病対策のより一層の推進を図ることとした。

○糖尿病対策推進会議設立総会の開催

平成17年2月9日(水) 14:00 日本医師会館大講堂

出席者：日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会三者の担当役員

三者それぞれの都道府県の担当者

○プログラム

別紙参照

- ・ 設立趣旨説明
- ・ 国民向けリーフレットの提示
- ・ 医師向けガイドライン（糖尿病治療のエッセンス）の提示
- ・ 地域において積極的に糖尿病対策に取り組んでいる県（富山県・鳥取県）からの報告
- ・ 地域における糖尿病対策への取り組みのお願い

○事業予定

1. 国民向けリーフレットの作成・配布

糖尿病予防、受診促進、重症化防止のリーフレットを作成して医療機関等を通じて国民に配布し、糖尿病についての理解を深めてもらう。

2. 医師向けガイドライン（糖尿病治療のエッセンス）の作成・配布

日本医師会員（約16万人）、日本糖尿病学会（約1万5千人）、日本糖尿病協会の医師（約800人）

3. 地域における糖尿病対策の推進

平成 17 年 2 月 1 日

(社)日本栄養士会は、糖尿病予防に取り組めます

(社)日本栄養士会(会員数5万7千名)は、糖尿病の発症予防、重症化予防が、健康寿命の延伸に重要であることから、積極的にこれに取り組むこととしました。(別紙1参照)

このために、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置し、糖尿病の予防活動に重点を置いた活動を行うこととしています。

さらに、世界保健デーである4月7日には、『糖尿病の予防は生活習慣の改善から＝健康フロンティア戦略、食からのアプローチ＝』をテーマに「健康づくり提唱のつどい」を開催します。(別紙2参照)

東京都千代田区神田神保町1-39
 社団法人 日本栄養士会
 会 長 中村 丁次
 TEL 03-3295-5151/FAX 03-3295-5165
 担当：八畝(やくわ)・白石

糖尿病予防への日本栄養士会の取り組み

(社)日本栄養士会並びに(社)都道府県栄養士会は、次のように取り組むことといたしております。

- (1) 日本栄養士会並びに都道府県栄養士会に糖尿病対策本部(仮称)を置き、栄養ケア・ステーションを設置する
- (2) 栄養ケアステーションの活動
 - ① 糖尿病予防に関する研修を実施するなど人材の育成・登録
 - ② 健診等により糖尿病の境界領域の者に対する栄養ケア
 - ③ 医療機関等と連携した糖尿病の重症化予防
 - ④ 市町村、健康保険組合等に管理栄養士を派遣

【参考】

(1) 日本栄養士会の職域別の会員構成

職域組織名	会員数	就 業 施 設
学校健康教育	5,461	幼稚園、小・中学校(特殊教育諸学校を含む)及び夜間定時制高校において栄養管理に関わる部門等
行 政	3,677	都道府県・保健所・市町村・保健センターなどの行政機関等
研究教育	2,260	試験研究機関、企業の栄養・食品開発等の研究部門及び栄養士・管理栄養士養成施設、その他の教育機関
集団健康管理	2,241	事業所(外食産業を含む)の寮、寄宿舎、学校食堂及び矯正施設並びに防衛庁等の栄養管理に関する部門等
地域活動	9,935	地域住民を対象に自営又は非常勤で活動
病 院	21,203	医療施設の栄養管理に関する部門等
福 祉	12,216	児童福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、社会福祉施設等の栄養管理に関する部門等
合 計	56,993	

(2) 地方組織

47 都道府県栄養士会 ＝日本栄養士会法人会員	47 都道府県栄養士会は、都道府県知事の認可を得て、法人会員として日本栄養士会と連携し事業を展開している
----------------------------	--

4月7日 第57回世界保健デー記念
第26回健康づくり提唱のつどい (生涯学習：1単位)
 糖尿病の予防は生活習慣の改善から
 ～健康フロンティア戦略、食からのアプローチ～

と き と こ ろ 平成17年4月7日(木) 正午開場・受付 13:00～17:00
 ヤクルトホール 東京・新橋(交通：JR・地下鉄とも「新橋」下車、徒歩約3分)

ね ら い 21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」計画では、21世紀の日本をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会とするために、従来にも増して、健康を増進し、疾病を予防する一次予防に重点を置く対策を強力に推進し、生活の質を高め、早世や要介護を減少させ、健康寿命の延伸を図ることとしています。

また、平成17年度から国が新たに取り組むこととしている「健康フロンティア戦略」でも、国民の健康寿命を延ばすことを基本目標に置き、生活習慣病対策と介護予防の推進の2つのアプローチにより、政策を展開することとしています。特に、疾病の罹患と死亡を減らす生活習慣病対策の推進としては、糖尿病対策を中心に、その発症率を20%改善するという目標が掲げられています。

そこで、日本栄養士会においても平成17年度は、糖尿病の予防に焦点をあて、食育を含む総合的予防対策を、地域と職域を通じて推進するとともに、心の健康問題(メンタルヘルス)に積極的に取り組むなどの、種々の事業を展開することとしています。

このため、今回の健康づくり提唱のつどいにおいては、糖尿病の予防対策として、国民各層の認識と理解をさらに深め、よりよい生活の質の向上を図ることを目的に、その対策のPlan-Do-Seeについて、さまざまな立場、状況にある人々の考え方を学ぶことにより、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

内 容 (予 定)

准 長：社団法人日本栄養士会常務理事
 女子栄養大学教授 二見 大 介

基調講演「生活習慣病予防における栄養・食生活の重要性」
 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長 中 島 誠

シンポジスト(仮題)

・いつまでも若く健康的に生きる秘訣 カスタマー 生島ヒロシ
 ・糖尿病発症予防の大切さ 筑波大学臨床医学系内科教授 山田 信 博
 ・地域に根ざした食のネットワークづくり 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉課長
 社団法人日本栄養士会理事・管理栄養士 三野安恵子

入 場 無 料

申 込 方 法 下段 の申込書に必要事項を記入のうえ、3月25日(金)までに下記へお申し込みください。折り返し、入場券をお送りいたします。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

申 込 先 〒105-8660 港区東新橋1-1-19 (株)ヤクルト本社広報室気付 健康づくり提唱のつどい係

参 加 者 管理栄養士・栄養士、生活習慣病の予防、特に糖尿病の予防、栄養・食生活のあり方に興味のある方 約600名 参加者全員に「健康増進のしおり」を差し上げます。

後 援 厚生労働省 文部科学省 東京都 社団法人日本医師会 財団法人健康・体力づくり事業財団 財団法人日本食生活協会 社会福祉法人全国社会福祉協議会(申請中)

協 力 株式会社ヤクルト本社

主 催 社団法人日本栄養士会 〒101-0051 千代田区神田神保町1-39
 電 03-3285-5151

第26回健康づくり提唱のつどい申込書

氏 名		入場券送付先
会 員 番 号	都道府県 番	〒
現 住 所	〒	
勤 務 先 名	〒	
勤務先所在地	〒	No. _____